

令和4年度EV充電設備設置可能性等調査事業業務委託仕様書

1 目的

川崎市内全測定局におけるNO₂の環境基準の下限值（0.04ppm）の達成や脱炭素社会への移行に向けて取組を進めるにあたり、走行時の大気汚染物質排出量やCO₂排出量がゼロであるEVを普及拡大していくことは重要な取組の一つである。

一方で、本市における乗用車のEV普及率が約0.2%であるという現状を踏まえると、普及促進に向けた啓発の取組等のソフト面の取組推進が必要なほか、EVが普及していく上で欠かせない充電設備の実態把握や、実態を踏まえた課題の抽出、課題の解決に向けた検討を進める必要があり、行政に特に求められるのは、EVの利用環境を整えていくことと考えられる。

以上のことを踏まえた時に、EVの普及が進まない要因の一つとして、EV充電設備の設置個所数が十分でなくそれに伴う電欠への不安感から、EVの導入が躊躇されることが挙げられる。そこで、次に示す充電方法ごとにEV充電設備を充実させ、EV充電設備の利用環境を向上させることにより、EVの普及を目指し、大気環境の改善、脱炭素社会に向けた取組の推進を図る。

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

3 履行場所

川崎市内

4 業務内容

(1) 市内におけるEV充電設備設置目標調査

ア 最適EV充電設備設置数目標調査

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において定められているEV充電設備の設置目標（2030年までに15万基）や、本市における人口動態、EV保有台数、主な公共施設や商業施設の立地、「川崎市大気・水環境計画」等各種計画を考慮し、川崎市内における最適なEV充電設備設置数目標について試算する。なお、試算した目標は、川崎市と調整の上確定し、令和4年度中にとりまとめを予定している充電設備に関する整備の考え方に反映させる。

イ 最適EV充電設備分布調査

4(1)アで試算した目標に対し、市内における最適なEV充電設備の分布について提案する。

(2) 共同住宅におけるEV充電設備設置目標調査

ア EV 充電設備設置数目標調査

4 (1) で検討した最適な EV 充電設備設置数目標の達成に向け、共同住宅に設置可能な機械式駐車場の種類及び当該機械式駐車場に設置可能な EV 充電設備や EV 充電設備数を調査し、市内共同住宅に設置すべき EV 充電設備の目標数を令和4年度とりまとめ予定の充電設備に関する整備の考え方に反映させるため、試算する。なお、試算した目標は、川崎市と調整の上確定し、令和4年度中にとりまとめを予定している充電設備に関する整備の考え方に反映させる。

イ EV 充電設備設置実例調査

既設の共同住宅における機械式駐車場において、新規に EV 充電設備を設置する場合における市内外の実例（充電設備を設置するきっかけ、設置完了までの期間、ステークホルダーとの調整手順、金銭面等）について調査し、実際に導入した際の手順や課題、その解決方法について、国土交通省「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」や国土交通省「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン」等を参考に、手引きとして取りまとめる。

ウ 駐車スペース調整方法調査

EV 充電設備が機械式駐車場の特定の駐車スペースにしか設置できない場合における、その駐車スペースを住民同士により融通・調整する方法について調査する。また、駐車スペースについて、アプリやウェブサイトで予約や課金等を管理する仕組みを有している又は構築が可能な事業者（市内含む）についても調査する。

5 成果物

次のとおり成果物を作成し、提出すること。

(1) 紙媒体

業務委託報告書 2部

(2) 電子媒体

業務委託報告書の電子データを収納した電子媒体 2式

6 留意事項

- (1) 本業務については、原則として自社で行い、他社に再委託しないものとする。ただし、本業務遂行にあたり、業務を補完する作業、またはやむを得ない事情等が生じた場合には、一部再委託等の検討も含め、本市と協議し本業務を適切に遂行するものとする。
- (2) 本委託業務においては、川崎市と連絡を密にするとともに、その指示に従うこと。
- (3) 本委託業務によって得られた成果は川崎市に帰属するものとし、許可なく使用及び譲渡並びに公表してはならない。
- (4) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、または本仕様書に明記が無い事項については、

本市と受託者が協議して決定するものとする。